

2022年6月10日

保護者のみなさまへ

大妻女子大学家政学部

児童臨床研究センター

同センター長 岡 健

同センター員 石井 雅幸

大妻女子大学児童臨床研究センター

『南会津高原で昆虫採集・標本作りと天体観測を行う宿泊活動』

参加者募集のお知らせ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より児童臨床研究センターの活動に、多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

当センターでは、今年度も児童の皆さんに昆虫や星の観察を通して山間部の自然に触れる機会を提供する自然観察キャンプを開催する運びとなりました。参加を希望される方は、下記手続きに従ってお申し込みください。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

記

ねらい：星・天体と昆虫をテーマに、観察する力を養います。子どもたちが講師と共に自然観察方法を学び、観察のポイントをつかむことによって、自分の力で考え、自宅や色々な場所での観察ができる能力を育てていきます。活動は2泊3日の高原での観察となります。

対 象 (参加資格)：小学校4年生～中学校3年生 20名 (応募多数の場合には抽選となります。)

旅行代金 (参加費)：一人20,000円 (宿泊代・食費・バス代、保険代、入園料、資料代を含みます)

※含まれる食事は1日目夕食、2日目3食、3日目朝・昼の計6回です (1日目の昼食はお弁当を持参下さい)

開催日：

<事前説明会>

2022年7月30日(土) 15:00～16:00 *保護者の方も必ずご参加ください。

活動場所：大妻女子大学千代田キャンパス 本館F棟6階634理科学実験室

<宿泊活動>

2022年8月17日(水)～8月19日(金) 2泊3日

活動場所：福島県南会津郡南会津町針生

宿 泊：台鞍荘(だいくらそう)

〒967-0026 福島県南会津郡南会津町針生字鳥井戸1250

電話 0241-64-2008 Fax 0241-64-2845

活動内容：南会津高原に住む昆虫を調べる、高原での星空観察(天の川や夏の星座)、夜に活動する昆虫を調べる

<事後学習>

2022年9月17日(土) 16:00～18:00

活動場所：大妻女子大学千代田キャンパス本館F棟6階634理科学実験室

活動内容：標本整理・標本の返却

募集締切：2022年6月26日(日) 23時59分まで

申込方法：「参加申込フォーム」に必要事項を入力の上、お申込みください。応募多数の場合は抽選ののち、6月28日までに登録いただいたメールアドレスに結果をお送りします。

なお、ご兄弟、お友達と一緒に参加をご希望されましても抽選等で配慮することはできかねますので予めご了承ください。



申込み先： <https://forms.gle/Kw4B5DJtAVzSiynW8> QRコードはこちらから

支払後の取消：以下の金額を銀行振込でお返しいたします。

7月28日(木)～8月9日(火)迄のお取消し…16,000円（但し振込手数料165円を差し引きます）

8月10日(水)～15日(月)迄のお取消し…14,000円（但し振込手数料165円は差し引きます）

8月16日(火)のお取消し…12,000円（但し振込手数料165円は差し引きます）

旅行当日8月17日(水)出発時刻「前」迄のお取消し…10,000円（但し振込手数料165円は差し引きます）

旅行当日8月17日(水)出発時刻「以降」のお取消し…0円

※別途記載のご旅行条件第7項(1)の定めにかかわらず上記記載事項を優先適用とします

ご案内：貸切バスでの移動および宿泊を伴う活動のため、関係法令の遵守を目的に、東京都知事登録の旅行業者・株式会社バスウェイが企画・実施する募集型企画旅行として行っております。

そのため申し込み先・代金支払い方法等が従来と変更になっておりますのでご了承ください。

利用バス会社：株式会社バスウェイ（貸切バス安全性評価認定制度★★★三つ星認定・日本バス協会加盟事業者）

添乗員：付きません。

<安全管理についてのお願い>

●帰宅時のお迎え（大妻女子大学千代田キャンパス）

帰宅時は安全管理のため、大妻女子大学千代田キャンパスまでお迎えのご協力をお願い致します。なお、道路状況により到着時刻が前後する場合がございます。

<肖像権、著作権、個人情報の取り扱いについて>

●肖像権について

本活動では、事業記録の主たる目的で活動の様子ビデオ・写真撮影を行います。この記録（映像と音声）の一部は、次の教育目的でも使用することがあります。下記の利用に限定することをご理解いただき、使用の許諾をお願い致します。なお、ご都合の悪い方、条件がある方はお申し出ください。

●著作権について

本活動で製作した作品の著作権は製作者にあるものとします。但しこの著作物については、今後、下記の教育目的の利用においては、著作者の承認を得なくても利用できるよう、許諾していただけますようお願い申し上げます。この件について不都合のある方は、大妻女子大学 石井雅幸までお申し出ください。

一、 大妻女子大学、科学技術館および、関係協力機関（者）がおこなう教室、講演、講義、学会・研究会での発表、配布資料、および論文、出版物への掲載、関連事業の広報活動（紙面やwebページ等）

●個人情報について

申込用紙及び健康調査カード（参加決定者に後日配布します）に記載された内容については、(株)バスウェイと大妻女子大学児童臨床研究センターで共有し、本活動に限って利用を致します。ただし、アレルギーやその他疾病等、生活の上で配慮が必要なお子様に関しましては、宿泊先に情報を提供の上、対応をさせていただく場合がございます。また、現地で医療機関にかかる場合等の緊急時には、一部の情報を然るべき機関へお伝え致します。

【協力】公財）日本科学技術振興財団・科学技術館

お支払い方法：お申し込み後（抽選となった場合は当選者のみ）にメールにて、お支払い案内書をお送りします。事前のお支払いとなります。銀行または郵便局でお振込み（手数料お客様負担）を願ひ致します。なお、当選後の辞退は7月27日(水)12:00まで可といたします。

スケジュール（予定）

<8月17日(水)>

7時50分集合 大妻女子大学前
8:00 科学技術館 出発
12:30 お昼ごはん
13:00 昆虫観察と採集
台鞍荘周辺の休耕田
16:00 観察地域出発
17:00 台鞍荘到着
(夕飯までのお風呂、標本づくりなど)
18:30 タごはん
20:00~21:15 観察開始
(班で活動)
21:30~22:30 標本づくり
22:30~23:00 自由選択観察活動
23:30 最終消灯

<8月18日(木)>

7:00 起床
8:00 朝ごはん
8:30 台鞍荘出発
(昨日の休耕田あるいは公民館)
11:30 昼食
13:00 バスにて移動
14:00 矢ノ原湿原散策開始
15:30 矢ノ原湿原散策終了
バスにて台鞍荘に戻る
17:00 台鞍荘到着
(夕飯までのお風呂、標本づくりなど)
18:30 タごはん
19:45 星の観察
20:00~21:15 観察開始
(班で活動)
21:30~22:30 標本づくり
22:30~23:00 自由選択観察活動
23:30 最終消灯

<8月19日(金)>

7:00 起床
8:00 朝ごはん
8:30~9:15 太陽観察
10:00 荷物積み込み
10:30 台鞍荘出発
11:30 お昼ごはん
(雨天時箱の森プレイパークにて)
塩原:木の葉化石園にて
化石採集もぎ体験
16:00 から 17:00 の間
(時刻は道路事情により変動します)
大妻女子大学前にて解散

お申し込みの前に必ずお読みください

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、また旅行契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、株式会社バスウェイ(東京都知事登録旅行業第2-5831号、以下「当社」といいます)が企画・募集実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。

この旅行は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、また旅行契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期
(1) 所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ決定の申込金を添えてお申し込みいただけます。なお、申込金は「旅行代金」が「取消料」に充当いたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金(お一人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	代金の20%

※旅行代金が6,000円以下のプランにつきましては、お申し込みの際に代金全額をお支払いいただきます。※現金は出発日の前日から起算して前日15日以前までに前日までにお支払い下さい。

また、お支払い期限日よりお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

(2) 電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるご予約は、翌日から起算して3日以内(または当社が定める期間内)にお申し込み手続きをお願いいたします。

この場合、当社が予約の締結を承認しお申し込みいただいたときに旅行契約が成立したものとします。なお、期間内にお申し込みがなかった場合は、当社はご予約がなかったものとして取り扱います。

2. お申し込み条件
(1) ご出発日の時点で20歳未満の方のご参加は「保護者の同行」もしくは「保護者の同意書の提出」が必要です。

また、7歳以上の方は健康診断書の提出をお願いがあります。

なお、障害、慢性疾患をお持ちの方、妊婦の方、現在健康を害している方等で特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(2) お客様のご都合による無断キャンセルの引当金は原則としてできません。

3. 旅行代金に含まれるもの
(1) 行程中に明示した航空・船・列車・バス等交通機関(フリータイム・自由行動・集合場所までの交通費・解散後の費用を除く)の運賃・料金

(2) 行程中に明示した入園・拝観・見学料等の観光料金

(3) 行程中に明示した宿泊・食事その他の施設による団体行動中(フリータイム・自由行動を除く)の料金

(4) 前項(1)・(2)・(3)における消費税

(5) 当社の旅行取扱い料

4. 旅行代金に含まれないもの
前項(1)~(5)の他に旅行代金に含まれません。その一部を併記します。

(1) 行程内容に含まれない飲食費、電報電話料金、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

(2) ご自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費。

5. 旅行日程・旅行内容の変更
(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他のやむを得ない事由により旅行日程を変更する場合があります。

また、定められた日程が変更され、結果、変更後の代金が当初代金を超えた場合はその差額をお支払いいただきます。

なお、お客様の申し込みにより旅行内容を変更する場合は別途所要費用をいただきます。

(2) 運送機関について適用を受ける運賃・料金は、難しい経済情勢の変化等により、運送想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、旅行代金を変更する場合があります。

6. お客様の立寄
(1) お客様は一方の場合、当社の承認を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

この場合当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ所定の手数料とともに当社に提出していただきます。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は譲渡した承認があった時に効力を生ずるものとし、契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

なお当社は、利用送達機関、宿泊機関等が旅行客の文化に反しない等の理由により立寄をお断りする場合があります。

7. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

この場合、既に申し立てている旅行代金あるいは申込金から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。申込金で不足しない場合は、その差額を申し受けます。

お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。なお、契約解除のお申し立ては、お申し込み開始の営業時間内にお受け致します。

お申し込みから前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料率
20日前~8日前(日曜日旅行については10日前~8日前)	旅行代金の20%
7日前~2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日(旅行開始後および無連絡不参加の場合を除く)	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) お客様は、次のいずれかに該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。

1. 第9項に基づき旅行日程が変更され、または旅行代金が増額訂正されたとき。

2. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

3. 当社の責任で発生する事由により旅行日程に就いた旅行実施が不可能になったとき。

(3) 旅行開始後、お客様の都合により途中で帰国された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

ただし、旅行開始後であっても、お客様の都合による事由により契約書面に就いた旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当社に可能な限りの旅行サービス提供に備わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

8. 当社による旅行契約の解除及び旅行の執行中止
(1) お客様が旅行契約の(第1項)に規定する「期日までに旅行代金を支払われない」ときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することができます。

2. 次のいずれかに該当する場合は、当社が旅行契約を解除することができます。

1. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

2. お客様が病状その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

(3) お申し込み人数がプランごとに定め最少乗員人数に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。

なお、(1)~(3)に該当する場合は旅行開始の前日から起算して14日前(日曜日旅行については4日前)までにご連絡し、当社がお預かりしている旅行費を全額お返しいして旅行契約を解除いたします。

9. 当社の責任及び免責事項
(1) 当社は募集型企画旅行契約の旅行にあつては、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

但し、損害が発生した翌日から起算して2年以内(当社に対し通知があった場合に限り)に限ります。

(2) 次に例示するような事由によりお客様が損害を受けた場合は、上記の責任を負うものではありません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに起因する旅行日程の変更もしくは旅行の中止

2. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに起因する旅行日程の変更もしくは旅行の中止

3. 官公署の命令、低気圧による降雹又はこれらに起因する旅行日程の変更もしくは旅行の中止

4. 自由行動中の事故

5. 食中毒

6. 盗難

7. 運送機関の遅延、不運又はこれらに起因する旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、過失若しくは故意に反する行為、あるいはお客様が当社の定めた規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を信用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社・当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(3) お客様が団体行動をするべきときに自らの都合で団体行動をとなつたことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

11. 旅程保証
(1) 万一、旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行業法(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。

但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金をお支払いしません。

(2) 下記の場合においては原則としてその責任を負いません。

1. 天災地変
2. 戦乱
3. 暴動
4. 官公署の命令
5. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
6. 旅行の進行計画によらない運送サービス提供の中止
7. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

12. 旅程管理
送迎業務の有無は、各プランの詳細に案内して明記しております。

添乗員が同行しないプランにて現地において当社へのご連絡が必要の際は、本書面「旅行内容・実施」の項に明記の電話番号等までお電話ください。

13. 特別補償
(1) 当社は、募集型企画旅行契約の特別補償で定めるところにより、当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急病や偶然な外傷等によりその生命、身体、又は手荷物の上記に損害が生じた場合において、あらかじめ定められた補償及び損害金をお支払いします。

但し、下記の各号に掲げる事由によって生じた損害及び損害金に対しては、補償金をお支払いしません。

1. お客様の故意に反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
2. 旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービス一切受けがない日に生じた損害又は損害。

3. スカイダイビング・ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する場合。

4. 車内や外側の損傷であつて賠償対象品に損害を及ぼしたとき。

5. 補償対象品の置き忘れ又は紛失。

(2) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第9項による損害賠償義務を兼ねる場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

14. 旅行条件・旅行代金の基準日
この旅行条件は、2018年4月1日現在を基準としております。

また、旅行代金は、2018年4月1日現在において有効な運賃・料金金を基準としております。

15. 約款、規程の適用
前記以外の事項については当社の旅行業約款を適用し、また送迎・列車・バス等運送機関、旅館・ホテルなどの宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際には、各々の機関が定める約款、規程が適用されます。

旅行業法(募集型企画旅行契約の約款)について
この旅行条件書に定めのない事項は当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の約款)によります。

当社の旅行業約款(全文)をご希望のお客様は、当社までご連絡下さい。

【旅行企画・実施】

株式会社バスウェイ 旅行営業部

東京都知事登録旅行業 第2-5831号 (一社) 全国旅行業協会正会員

〒204-0001 東京都清瀬市下宿 2-419-1 TEL 042-491-1801

(営業時間：月～金 10:00～18:00 土日祝休業)

国内旅行業務取扱管理者 小田木 滋

※旅行業務取扱管理者とは、このご旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

お申し込みの際に担当者からのご説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。